第八十四条第一項中「の届出」を削り、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　申告者等と税関事務管理人との間に法第九十五条第一項に規定する税関関係手続等の処理に係る委任契約その他の契約がある場合には、その旨

第八十四条第一項第一号中「居所」の下に「（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　申告者等（法第九十五条第一項に規定する申告者等をいう。第四号及び第三項第一号において同じ。）の住所又は居所及び氏名又は名称

第八十四条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「居所」の下に「（法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　申告者等の住所又は居所及び氏名又は名称

第八十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の書面には、同項第四号の契約の内容を明らかにする書類（同号の契約がある場合に限る。）その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第八十四条の次に次の一条を加える。

（特定税関事務管理人との間の特殊の関係）

第八十四条の二　法第九十五条第五項第三号（税関事務管理人）に規定する政令で定める特殊の関係は、一方の者と他方の者との関係が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合における関係とする。

一　いずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の五十パーセント以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持している場合

二　一方の者と他方の者との事業に係る議決権を伴う社外株式の総数のそれぞれ五十パーセント以上の社外株式が同一の第三者によつて直接又は間接に所有され、管理され、又は所持されている場合

三　いずれか一方の者の役員の二分の一以上又は代表する権限を有する役員が、他方の者の役員若しくは使用人を兼務している者又は他方の者の役員若しくは使用人であつた者であることその他これに類する事実が存在することにより、当該他方の者が当該一方の者の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる場合

四　一方の者と他方の者とがその行う事業の法令上認められた共同経営者である場合

五　いずれか一方の者が、他方の者と親族関係にある場合又は他方の者の役員である関係若しくはその役員と親族関係にある場合

第八十五条中「第九十五条第四項」を「第九十五条第九項」に改め、同条第一号中「第十七条第一項（出港手続）」を「第十七条（出港手続）、第十七条の二（特殊船舶等の出港手続）」に、「特殊船舶の」を「特殊船舶等の」に改める。

第九十条の二第一項中「統計の閲覧及び磁気テープ等の交付」を「証明書類の交付及び統計の閲覧等」に改め、第四号を削る。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「まで」を「までに掲げるたばこ及び製造たばこ代用品、同表」に、「第二四〇四・一九号の一」を「第二四〇四・一九号」に、「たばこ及び製造たばこ代用品並びに同表」を「非燃焼吸引用の物品（同表の付表第一第二号の第二欄の⑴及び⑵に掲げるものを除くものとし、法の別表第二四〇四・一九号の二に掲げる物品にあつては、充塡グリセリン等（同表の付表第一第二号の第二欄の⑵に規定する充塡グリセリン等をいう。第十三条の六の表第二号及び第二十八条第二号において同じ。）（法の別表の付表第一第二号の第二欄の⑶に掲げるものを除く。）に限る。）並びに法の別表」に改める。

第十三条の六の表第二号中「第二四〇四・一九号の一」を「第二四〇四・一九号」に改め、「掲げる物品」の下に「（同号の二に掲げる物品にあつては、充塡グリセリン等に限る。）」を加える。

第二十八条第二号中「並びに」を「、」に、「まで」を「までに掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表」に、「第二四〇四・一九号の一」を「第二四〇四・一九号」に、「たばこ及び製造たばこ代用品」を「非燃焼吸引用の物品（同号の二に掲げる物品にあつては、充塡グリセリン等に限る。）」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第四号中「（第十条の四第三項及び第四項において「チリ共和国協定」という。）」を削る。

第十条の四第三項及び第四項中「（当該経済連携協定のうち二以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日）」を削り、第一号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第一項ただし書中「令和四年度」を「令和五年度」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

第十九条の三の表中「であつて、令和五年四月一日以後に輸入申告がされるもの」を削る。

第十九条の八第三項中「、同表の四十五の項及び四十六の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「とアメリカ合衆国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（アメリカ合衆国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と」を削る。

第二十条第一項中第二十六号を第二十七号とし、第一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一　関税率表第三九二四・九〇号に掲げる物品のうちハンガー

第二十条第三項中第二十六号を第二十七号とし、第一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一　関税率表第三九二四・九〇号に掲げる物品のうちハンガー

別表第一の七の項中「（環太平洋包括的及び先進的協定がチリについて効力を生ずる日（十七の項及び三十四の項において「チリ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の十二の項中「（環太平洋包括的及び先進的協定がマレーシアについて効力を生ずる日（二十二の項、三十の項及び三十二の項において「マレーシア発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の十七の項中「（チリ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の二十二の項、三十の項及び三十二の項中「（マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削り、同表の三十四の項中「（チリ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）」を削る。

（税関関係手数料令の一部改正）

第四条　税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「交付手数料」を「交付及び統計の閲覧等」に改め、同条第二項中「（磁気テープ等の交付手数料）において」を「において読み替えて」に、「の」を「に財務大臣が」に改め、「第九十条の二第一項第一号」の下に「（統計の閲覧及び磁気テープ等の交付の申請等）」を加え、「から第四号まで」を「若しくは第三号」に改める。